

10月10日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○議長（湯之原一郎君） 会議はお手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1—1、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

それでは、お手元の資料に基づきまして、行政報告を申し上げます。

まずはじめに、「加治木地区簡易水道の漏水事故に伴う緊急断水」について申し上げます。

一昨日の8日午前8時ごろに、加治木町辺川地区の上場簡易水道事業で発生しました漏水事故については、口径150mmの配水管で硬質塩化ビニール管本体の劣化によるひび割れで生じたものであり、その復旧工事のため、対象となる辺川地区から西別府地区一帯の約400世帯に対し、緊急断水の措置を講じました。

市におきましては、緊急断水について、関係住民の皆様に対し、防災行政無線で連絡し、防災メールにおいても一斉配信したところであります。

また水道事業部の職員に対しましては、過去の教訓を生かし、給水車2台の配備、給水袋90枚の手配など迅速に対応するよう指示いたしました。

さらに私自身、直ちに現地に赴き、担当職員に事故原因などを確認したところであります。

原因となりました配水管は、布設後34年を経過しておりますが、耐用年数には達していないにもかかわらず、今回漏水事故が発生したことで、改めて老朽管の更新推進の重要性を再認識いたしました。

なお、復旧工事にかかる断水解除は、同日午後6時過ぎでありました。

市といたしましては、「安全で良質な水道水の安定供給」を確保するため、今後におきましても、計画的かつ年次的に老朽管の更新作業に取り組んでまいります。

次に、「始良市立松原なぎさ小学校の校歌決定」について申し上げます。

松原なぎさ小学校につきましては、恐らく県内最後の新設校として、平成27年4月1日の開校に向けて準備を進めているところであります。

教育委員会においては、同校の校歌詞について、昨年11月から本年1月までの期間、募集し、29通の応募の中から有識者や市民代表など5人の委員で構成する「始良市立松原なぎさ小学校校歌詞選考委員会」で4回の協議を行い、最優秀賞には本市平松在住の「坪田勝秀」氏の作品を選出し、本年6月10日の定例教育委員会において決定した旨の報告を受けたところであります。

また作曲につきましては、本市加治木町錦江町在住の「伊地知元子」氏に依頼し、先月8日の定例教育委員会において決定されたとのことであります。

教育委員会におきましては、来年4月の開校に向け、始良市少年少女合唱団による校歌録音や同校ホームページの作成など地域や市民の皆様へ愛される学校づくりを目指してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第1—2、議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2、議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第3、議案第76号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

日程第4、議案第77号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5、議案第78号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第6、議案第79号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第7、議案第80号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8、議案第81号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9、議案第82号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第83号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第84号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第85号 平成25年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

及び

日程第13、議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定について

までを一括議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（神村次郎君） 登 壇

皆さん、おはようございます。ただいま議題となりました「議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について」から、「議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定について」までの13件の決算認定など議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

この13件の議案は、9月5日の本会議に上程され、9月19日開会の本会議で質疑の後、議長と議会選出の監査委員を除く22名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託され、委員長などの選出が行われ、委員長に私、神村次郎が、副委員長に東馬場弘委員が選出されました。

続いて、決算審査の進め方、要領について次のように決定しました。

決算審査の要領としましては、それぞれの委員が属する常任委員会ごとに班を構成し、各委員長が班長として審査にあたります。ただし、総務班は委員長が決算審査特別委員長に就任しておりますので、副委員長が班長の任にあたります。

審査の日程は、会期日程により、各班で随時審査を行い、10月6日までには全ての審査を終了し、10月7日の班長会議において意見調整及び集約を行い、10月8日に決算審査特別委員会を開き、班長

はそれぞれの班における審査の経過と指摘事項について報告の後、プロジェクターによる完成現場の紹介、質疑、討論、採決の順で審査を終了することにしました。

各班の審査の範囲は、各常任委員会所管の範囲であります。

審査の着眼点としましては、議員必携に述べられていますが、その中で最も力点を置かなければならないことは、予算が議決した趣旨と目的に沿って、効率的、的確に執行されたかどうか、それによってどのように行政効果が発揮できたか、またそれらを踏まえ、今後の財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきかを着眼点として審査を進めることとしました。

では、議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算の概要は、歳入歳出289億9,223万2,891円、歳出総額278億7,416万2,426円、差し引き11億1,807万465円です。

歳入の特徴としましては、収入済額が予算現額に比べて5,822万9,891円の増であります。

増の主な内訳は、市税が3億4,768万588円、地方交付税が1億621万4,000円、財産収入が8,465万5,835円で、減の主な内訳は国庫支出金3億3,402万1,789円、県支出金2億1,459万6,150円、市債1億7,480万円であります。

当年度決算額は、歳入で前年度に対して9億6,493万8,336円の増であります。

当市の歳入は市税を主とした自主財源と、地方交付税を主とした依存財源に区別して分析すると、自主財源は根幹となる市税69億191万7,588円を柱に、計98億287万5,642円となっています。依存財源は、地方交付税85億7,426万3,000円を主に、計191億8,935万7,249円となっています。したがって、当年度歳入は依存財源が主因であります。

当年度の市債は31億3,880万円で、そのうち臨時財政対策債が12億6,310万円で、市債に占める割合は40%となっています。

市債の平成25年度末現在高は、325億3,760万1,000円となっています。内訳は、臨時財政対策債102億8,241万4,000円及び一般単独事業債82億707万7,000円が多額であり、その他では教育福祉施設等整備事業債37億7,987万2,000円、過疎対策事業債24億595万1,000円が主なものであります。

次に、財政運営についてです。歳入歳出差引額は11億1,807万465円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として1億3,787万7,000円がありますので、これを差し引いた実質収支額は9億8,019万3,000円となり、黒字決算であります。

次に、主要な財政指標についてであります。経常収支比率は、財政構造の弾力性及び硬直度を示す指標として用いられており、都市にあっては、通常75%程度以内が妥当と考えられていますが、当年度は91.1%です。前年度と比較しても0.2ポイント高くなり、類似団体の平成24年度数値と比較しても0.9ポイント高く、やや硬直化してきておりますので、さらなる経常経費などの節減に努めるとともに、今後の推移に注視する必要があります。

実質公債費比率は、自治体の収入に対する負債返済の割合を示すもので、この数値が高いほど財政硬直の一因となるものとされ、比率が18%以上だと新たな借り入れをするためには国や県の許可が必要になります。平成25年度は、12.3%で前年度と比較すると0.2%上回っています。

財政力指数は、指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い自治体ということになります。当年度は0.46で前年度と同率となっています。また、類似団体の平成24年度数値と比較すると0.17ポイント下回っていますので、指数向上のため自助努力をすべきであります。

次に、行政水準確保の向上についてであります。行政水準の向上のための投資的経費の割合は、構

成比16.8%で、対前年度比3.2%高くなっています。決算額は46億8,171万円です。その内訳としては、普通建設事業費44億2,899万7,000円、災害復旧費2億5,271万3,000円となっています。

次に、財政の構成比についてであります。自主財源が33.9%、依存財源が66.1%であり、前年度は自主財源が35.8%、依存財源が64.2%であります。前年度に比べ、自主財源が1.9ポイント低くなり、財政基盤は堅固であるとは言えません。普通交付税の合併算定替効果は平成26年度までで、平成27年度以降の減少は確実であるため、自治体の財政運営にとって、行政サービスの質を向上させるために、自主財源の適切な確保が不可欠であります。

次に、市債残高についてであります。市債残高は325億3,760万1,000円で、前年度比1.06%の減となっていますが、交付税の動向や社会情勢によっては増加の可能性も考えられますので、今後一層の財政運営の改善と健全化を図る必要があります。

次に、基金についてであります。基金の設置数は25基金で、基金残高は82億54万2,000円で、対前年度末現在高より2億7,760万3,000円の増額となっています。いずれの基金も条例などの規定に沿った計画的な積み立てと効果的な運用が図られることを望みます。

次に、歳入の概要について申し上げます。収入済み額は289億9,223万2,891円で、予算現額に対して100.2%、調定額に対して98.0%となっています。

市税の収入率は93.3%で、前年度と比べ1.6ポイント上昇しています。

徴収額では市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税が前年度より増額となり、入湯税、都市計画税が減少しています。

収入未済額については、徴収に向けての積極的な働きかけや実情にあわせた納税相談の実施などにより効果を上げています。今後も引き続き未収金の改修に向けた取り組みが必要です。

市税の不納欠損額は1,993件の1,756万4,238円となっています。税の公平性からしても、今後とも時効中断などの徴収努力が求められます。

次に、歳出の概要についてであります。予算現額289億3,400万3,000円に対して、支出済み額278億7,416万2,426円で、執行率は96.3%となっています。また不用額は、3億8,808万6,574円で、主に民生費1億8,417万1,514円、土木費4,327万5,546円、教育費3,978万9,976円、衛生費3,841万4,649円、総務費3,708万6,281円であります。

次に、特に評価する点についてであります。コンビニ収納の開始、収納管理職員の増員による滞納処分などの強化、県への市県民税徴収権の1年間の移管などにより、市税、国保税、市県民税などの徴収率が向上しています。

不妊治療費助成事業については、平成23年度から事業を行っているが、助成を受けて治療を行った方の約半数が出産に至っており、大変よい成果があらわれています。

平成25年度は大規模な災害がありましたが、関係各課が連携をとり、迅速な対応をすることができました。

以上、一般会計の決算審査については、監査委員の意見書、執行部が提出した成果報告書などを参考に審査を行いました。予算の執行状況は、歳入歳出ともおおむね健全な財政運営がなされていると言えます。

なお、財政各指数は全国の類似団体と比較しても良好な数値となっています。限られた財源で最大の成果が得られるよう、行財政の運営に努力されることを望み、審査の過程で指摘事項がありましたので、以下、述べておきます。

1 番目、市民サービスの低下につながらないように、指定管理者の選定については外部委員などの評価を積極的に導入すること。

2 番目、市税徴収努力は評価するが、加治木・蒲生両総合支所の税務分室と連携をとり、さらなる財源確保に努めるとともに、滞納状況が生じる関係各課と連携し、収納率の向上に引き続き努めること。

3 番目、職員健康診断の受診、再検査を徹底させるとともに、メンタルヘルスについて十分な対応をとること。

4 番目、資源ごみの分別を徹底し、ごみの減量化に努めること。

5 番目、認知症高齢者へのサポートを強化するとともに、対応策の増進を図ること。

6 番目、全ての学校におけるいじめや体罰の根絶を図り、健全な学校運営に努めること。

7 番目、物産館建設に向け、6次産業促進事業を積極的に推進し、農業者の所得向上及び安定を図ること。

8 番目、道路にかかわる未登記の件数の減少に努めること。

続いて討論に入りましたところ、次のような討論がありました。ここでは要旨だけ述べておきます。

反対討論。

総務部関係。市税増収の要因は滞納処分を強化したことによるが、滞納者を一律悪質と決めつけず、納税相談を積極的かつ丁寧な対応で行い、市民生活を守る役割を果たすべきである。

建設部関係。どうしても支払えない住宅使用料の滞納者に対して、家賃減免制度の活用を周知すべきである。道路整備や側溝整備の予算を増額し、市民の要望にこたえるべきである。

福祉関係。生活保護基準の10%引き下げの改正があったが、自立に向けた就労支援で受給者の人権を侵害するような対応で自立を促すことがないように求める。また、丁寧な相談支援を行うためにもケースワーカーの増員をすべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額95億4,536万3,160円、歳出総額90億3,644万4,524円で、差し引き5億891万8,636円の黒字決算です。

歳入歳出の特徴として、まず歳入ですが、予算総額96億9,662万9,000円に対し、調定額101億8,543万7,218円、収入済み額95億4,536万3,160円で、調定に対する収入率は93.7%であり、前年度に比べ2億8,755万74円、3.1%の増となっています。

増の主な内訳は繰越金2億3,214万1,126円、前期高齢者交付金1億9,461万1,126円、保険税1,829万135円、諸収入764万6,469円となっています。

減の主な内訳は、国庫支出金9,928万997円、療養給付費交付金2,951万7,026円、繰入金2,601万6,490円です。

歳出については、予算現額が96億9,662万9,000円に対し、支出額は90億3,644万4,524円で、予算現額に対する執行率は93.2%で、6億6,018万4,476円の不用額となっています。

不用額の大きなものは、保険給付費の一般被保険者療養給付費4億3,897万8,299円、一般被保険者療養費2,069万4,518円、一般被保険者高額療養費1億3,660万1,812円となっています。

当年度の歳出決算額は、前年度よりも3億7,349万8,914円の増です。

増の主な内訳は、保険給付費2億5,996万54円、介護納付金2,963万7,804円、諸支出金2,485万3,744円です。

減の主なものは、共同事業拠出金464万6,064円、総務費249万1,803円です。

徴収率として、当年度71.1%で、前年度比70.3%に比べ0.8ポイント上昇しています。

国民健康保険税の収入未済額は6億696万7,581円です。同じく不納欠損額は2,883万1,775円です。

厳しい経済状況の中、収納対策に努力された結果は評価しますが、低迷する経済情勢、増大する医療費などの社会情勢の中で国保事業運営は厳しいものがあります。今後とも国保財政の維持健全化及び納税者の公平性確保のため、徴収率の向上対策に取り組み、安定した事業運営の推進に努めることを望みます。

指摘事項ですが、医療費抑制のため、各種保険事業の充実を図ること、国保税の徴収率は対前年度比0.8ポイント増で、徴収努力は認められるが、税の公正公平の面からさらなる徴収率向上を図ること。

続いて、討論に入りましたところ、次のような討論がありました。要旨だけを述べておきます。

反対討論。

平成25年度会計では、前年度繰越金が5億4,486万7,000円、基金が5,040万円で合計約6億円の財源があった。一方、一般被保険者の医療費の伸びは、当初の予想より低かったことにより、実質収支額は約5億円の余剰金が出ており、基金1億40万2,000円とあわせると約6億円となる。結果的に一般会計からの法定外繰入金や国保税の増収分は残った形となり、よって、国保税の値上げは必要なかったのではないかと。また病院の窓口で全額負担する資格証明書の発行は282件ある。お金がないと病院に行くことができず、重度化し、医療費の高騰につながり国保税が上がるという悪循環を繰り返すことになるので、資格証明書の発行はやめるべきである。

医療費を抑えるために予防医療として大幅な保健師の増員を求める。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第76号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は8,020万5,719円で、歳出総額7,691万9,611円、差し引き328万6,108円で黒字決算です。

北山診療所、堂山・木場出張診療所の診療収入は、前年対比で964万4,464円の減となっていますが、地域医療学会やケア研修会などへの参加により、高度な地域医療提供と疾病の早期発見や介護予防を視野に入れ、今後も漆地区への出張診療所開設も含め、さらに地域に溶け込み、地域の方々に親しまれる医療機関として、さらなる健康増進に取り組みを求めます。

特に評価する点について申し上げます。継続して診療所の運営ができたことは地域住民に安心を与えたことと思います。今後も無医地区における医療の提供と地区民の見守り訪問活動や健康教室など予防と診療の一体的運営に貢献されている診療所の活動を高く評価します。

指摘事項ですが、北山地区だけでなく、中山間地域全体のまちづくりをどうするかについて、医療、介護、福祉の連携を考えて早急に対処すべきである。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

ます。

歳入総額 9 億 673 万 151 円、歳出総額 8 億 7,911 万 6,591 円、差し引き 2,761 万 3,560 円で黒字決算です。

この制度は、75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上の一定の障がいのある方が被保険者となり、県内全市町村で構成される鹿児島県後期高齢者医療広域連合により運営される医療保険制度です。

歳入については、前年度対比で 2,212 万 1,633 円、2.5% の増となっています。保険料については、調定額 6 億 697 万 6,400 円に対し、決算額 6 億 197 万 9,929 円、不納欠損額 11 万 9,400 円、収入未済額 487 万 7,071 円、徴収率 99.2% です。

歳出においては、執行率 99.8% で、不用額は 151 万 409 円です。不用額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 103 万 8,500 円です。

指摘事項ですが、レセプト点検を徹底し、重複頻回受診者の解消に努めること。

続いて討論に入りましたところ、次のような討論がありました。要旨だけ述べておきます。

反対討論。

75 歳以上の高齢者を国保から外す差別医療の導入は認められない。2 年ごとに改正される保険料は、負担がふえてきており、県内でも 2 番目に高くなってきていることから高齢者の生活不安を強めている。この制度は廃止しかない。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第 77 号 平成 25 年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号 平成 25 年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額 58 億 6,023 万 5,710 円、歳出総額 57 億 4,508 万 9,347 円、差し引き 1 億 1,514 万 6,363 円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で 9,320 万 569 円、1.6% の増となっています。

保険料については、調定額 10 億 573 万 5,302 円に対し、決算額 9 億 7,792 万 4,944 円、不納欠損額 286 万 5,641 円、収入未済額 2,494 万 4,717 円、徴収率 97.2% となっています。

歳出においては、執行率 96.3% で、不用額は 2 億 2,042 万 2,653 円です。不用額の主なものは、介護サービスなど諸費 1 億 6,518 万 8,889 円です。

要介護認定者は 3,722 人で、対前年度比 136 人の増であります。今後ますます増大する介護サービス事業を円滑に運営していくためにも、より一層の安定した事業運営に努めることを望みます。

指摘事項ですが、特別養護老人ホームの待機者解消に努めること。

続いて討論に入りましたところ、次のような討論がありました。要旨だけを述べておきます。

反対討論。

要支援介護認定者の 15% が制度を利用していない。これは特に利用者の利用料の 1 割負担が重いいため、サービス回数や時間を減らしている現状がある。低所得者への保険料利用料の減免制度を拡充し、高齢者や家族が安心して介護を受けられるようにすべきで、市は国に対して 25% の国庫負担割合の引き上げを求めるべきである。また、特別養護老人ホームを増設し、待機者の減少に努めるべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第 78 号 平成 25 年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号 平成 25 年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定に

ついて申し上げます。

歳入総額7,199万3,247円、歳出総額7,019万2,136円、差し引き180万1,111円で黒字決算です。

歳入については、介護予防サービス計画策定による収入が主体で、調定に対する収入率は100%になっています。

歳出においては、不用額73万5,864円で、執行率は99.0%です。介護予防プラン作成状況については、要支援1、要支援2の認定者1,224人中、1,106人に予防サービス計画を作成し、延べ作成数は直営で7,037件、委託で3,437件の合計1万474件となっています。

特に指摘すべき事項はありませんでした。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額1億1,700万4,585円、歳出総額1億1,214万3,036円、差し引き486万1,549円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で2,512万997円、17.7%の減となっています。収入未済額は12万9,908円で、その内訳は水道使用料11万9,408円、水道手数料1万500円となっています。

歳出においては、執行率96.4%で、不用額421万964円は、主に簡易水道施設管理費となっています。

各地区の水道施設としては、簡易水道では始良地区で成美地区・白浜地区、加治木地区で上場地区・中野地区、蒲生で漆地区・西浦地区、飲料水供給施設では、始良地区では木場、堂山、山花、池平、目木金、中甕地区となっています。

各施設とも施設の維持管理及び水質の検査が実施され、安全な飲料水の安定供給が行われています。指摘事項は、不公平感をなくすため、上水道使用料と簡易水道使用料の料金統一を早急に行うこと。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額5,346万3,031円、歳出総額5,160万4,021円、差し引き185万9,010円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で107万6,824円、2.0%の減となっています。

収入未済額は、71万8,050円で、その内訳は下水道使用料71万850円、督促手数料7,200円となっています。

歳出においては、執行率96.4%で、不用額194万2,979円は、主に一般管理費及び予備費となっています。

事業概要は、平成14年度に山田地区の下水道施設整備を完了し、供用を開始しています。同地区の農業用排水の水質保全、排水施設の機能維持、農村生活環境改善などを目的としています。

当年度末の接続対象戸数470戸に対し、接続戸数419戸でつなぎ込み率は89.1%で、前年度より2.8ポイント上昇しています。

指摘事項は、農業集落排水施設の使用料未納者については、関連部署と連携して徴収に努めること。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第81号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額6,258万3,594円、歳出総額5,876万3,489円、差し引き382万105円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で1億5,722万900円、71.5%の減となっています。

収入未済額は77万9,306円で、その内訳は下水施設使用料74万2,406円、督促手数料3万6,900円となっています。

歳出においては、執行率95.7%で、不用額265万5,511円は、主に一般管理費及び予備費となっています。

この事業概要は、加治木新生町を中心に集合処理方式により事業実施されていましたが、平成24年度に新たに始良ニュータウン処理施設を市に移管して団地及び周辺の快適な生活環境保全と施設の維持管理などが適正に行われております。

処理区域別では、加治木新生地区で処理戸数816戸、処理人口2,089人、年間処理水量19万4,577m³、西始良地区で1,421戸、処理人口3,732人、年間処理水量は35万765m³となっています。

指摘事項は、処理施設の整備計画に基づき、処理施設の長期的な維持管理を十分に行うために、使用の見直しや基金積立金の増額を図ること。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額217万8,022円、歳出総額214万1,506円、差し引き3万6,516円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で12万1,847円、5.9%の増となっています。

歳出においては、執行率98.3%で、不用額3万7,494円の主なものは総務管理費となっています。

この事業概要は、農林業者への安全意識の向上と啓発に努めるとともに、加入者の事故に伴う負担の軽減を図るものです。

当該年度は22件の事故報告があり、審査の結果、136万6,430円の共済見舞金が支払われています。

25年度共済事業への加入状況は、加治木地区で349戸、前年度は337戸でした。始良地区244戸、前年度は238戸でした。蒲生地区では280戸、前年度は205戸となっています。

この事業は、旧加治木町からの継続事業で、特に蒲生地区の農林業従事者の加入促進が図られています。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第84号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額78万4,875円、歳出総額74万955円、差し引き4万3,920円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で1億9,599万5,688円、99.6%の減となっています。歳出においては、執行率99.9%となっています。保留地処分は、平成23年10月7日の換地処分公告日までを販売期間と

して公売して、その後は普通財産として総務部財政課に引き継がれています。

特に指摘すべき事項はありませんでした。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第84号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成25年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金の概要は、決算書5ページから6ページにあります損益計算書によります。

事業収益12億3,781万1,598円、事業費用9億4,716万2,719円、純利益2億9,064万8,879円、前年度繰越利益剰余金0円、よって、平成25年度の未処分利益剰余金は2億9,064万8,879円です。

未処分利益剰余金の処分の概要ですが、水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の改正により、水道事業会計の利益の処分について、平成23年度から議会の議決を要することになり、提案されたものです。

未処分利益剰余金2億9,064万8,879円のうち、減債積立金に1億8,980万7,000円を積み立て、残りの1億84万1,879円を建設改良積立金に積み立てることにより、減債積立金残高が4億9,547万3,123円、建設改良積立金残高は10億3,779万3,734円になります。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第85号 平成25年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定について申し上げます。

決算の概要ですが、収益的収入は12億9,696万5,012円、仮受消費税及び仮受地方消費税を含めません。収益的支出9億7,941万3,633円、仮払消費税及び仮払地方消費税を含めます。差し引き3億1,755万1,379円で黒字決算です。

資本的収入は1億7,951万1,479円です。資本的支出は8億1,759万1,302円です。差し引き不足額は6億3,807万9,823円です。不足額6億3,807万9,823円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,652万7,568円、当年度分損益勘定留保資金3億8,008万5,198円及び減債積立金1億7,689万9,366円並びに建設改良積立金5,456万7,691円で補填されています。

営業収益は、前年度に対し3,414万6,000円の増ですが、営業費用が3,133万3,000円増加したため、営業利益は前年度に対し、281万4,000円の増となりました。

また、営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は、2億9,373万3,000円となり、前年度に対し、3,524万2,000円の増となっています。

また、当年度純利益は、2億9,064万9,000円となり、前年度に対し3,323万7,000円増加しています。

給水人口は7万2,241人、年間総配水量は873万3,000m³で、前年度と比較して3万4,000m³の増、年間有収水量は805万7,000m³で、9万1,000m³の増となっています。

有収率は前年度より0.7ポイント上がり、92.3%となっています。

建設改良事業として、老朽管などの更新や配水管新設工事7,900mを布設しています。また船津浄水場の汚泥濃縮施設設置工事に着工したほか、蒲生地区においては、中迫配水池の本体工事が完成しています。

次に、指摘事項ですが、1番目、船津浄水場と配水池などのテロ対策として完璧な安全策を講じること。

2つ目、引き続き、老朽管の布設がえに努め、漏水対策に取り組むこと。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、財政健全化について申し上げます。

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率が監査委員の審査義務となり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の算定結果を監査委員の審査を受けた上で意見書を付して議会に報告し、公表することが義務づけられました。

本市の場合、基準値内であり、早期健全化計画及び財政再生計画の作成は必要ありません。実質公債費比率は12.3%で、早期健全化基準25%を下回っています。また、将来負担比率は56.1%で、早期健全化基準350.0%を下回っています。

以上のことから、本市の財政運営状況は健全に運営されていると言えますが、今後はより厳しくなる方向にありますので、一層の財政健全化運営技術の向上に努力されることを望みます。

以上で、決算審査特別委員会に付託された議案第74号から議案第86号までの13件の決算認定など議案の審査経過と結果報告及び財政健全化に関する調書の報告といたします。

なお、ただいま申し上げました委員長報告を補完する意味で、各班における審査中の質疑と答弁については、記録として各班長の審査経過の報告と、これに対する質疑、答弁、討論、採決についての特別委員会の記録を作成して保管してまいりますので、折に触れてお目通しをいただき、これからの施策に生かされるよう、また報告しました指摘事項につきましても、現在の状況と問題点を分析し、検討されることを希望いたします。

ここで終了です。

○議長（湯之原一郎君） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、1件ずつ処理してまいります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1—2、議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第74号に対しまして、反対の討論を行います。

まず、総務部関係ですが、市税は前年度比約1億4,000万円ふえております。主な要因は、滞納処分を強化したことによるものです。市民の暮らしが年々苦しくなっているとき、差し押さえ件数が不

動産で55件、動産が5件、債券が321件となっております。給与や年金の差し押さえも36件含まれております。24年度より155件もふえ、徴収に力を入れた成果があらわれておりますが、滞納者を一律悪質と決めつけず、納税相談を積極的に、また丁寧な対応で行い、市民生活を守る役割を果たすべきであります。

2つ目には、民生費ですが、国の施策の影響があらわれていて、障害者総合福祉法になってもいまだに障害者への応益負担が是正されず、障害者団体の願いは改善されておられません。

3つ目です。生活保護基準についてです。国は生活保護基準の10%引き下げと、生活困窮者自立支援法の改正を行いました。始良市では、696世帯1,032人が生活保護の受給をしております。生活保護の基準は、最低賃金や住民税非課税限度額の算定、就学援助など国民の生活を支えるさまざまな制度の物差しとなっております。生活保護基準の引き下げは、これらの制度の利用者に影響を与えます。

また、始良市は、自立に向けた就労支援で、この間13人の自立が実現しています。窓口申請に来た人に対して、強制的な就労支援を行い、申請を相談扱いとする水際作戦が全国でも問題となっております。結果として申請を抑制することにつながります。生活保護基準は憲法25条の趣旨を現実化するものであります。受給者に対する丁寧な相談支援が行われることを求めています。

次に、建設部の関係です。市営住宅についてです。

住宅使用料の滞納者が多く、主に滞納繰越分ですが、どうしても支払えない方がおられます。そのための対応として住宅の家賃減免制度がありますが、活用した方が一、二件とのことです。減免制度の活用で滞納額も少なくなっています。この制度の活用と周知を求めています。

次に、道路整備や側溝整備です。この道路整備と側溝整備は、なかなか改善が進まず、市民の要望の多い件です。未処理のところが多いため、予算をもっとふやして、市民の要望にこたえていただきたい。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○17番（和田里志君） 議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論をいたします。

委員長報告にもありましたが、決算状況などから見た本市の財政状況を示す指標のうち、3か年平均の財政力指数は0.46%と前年度と変わらず、類似団体の24年度数値と比較すると0.17ポイント下回っております。財政構造の弾力性及び硬直度を示す指標として用いられる経常収支比率は、91.1%で、前年度より0.2ポイント増加、悪化しています。これは扶助費などの経常経費の増加額が市税や地方交付税などの経常一般財源の増加額を上回ったためであります。

おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされる実質収支比率は5.8%で、前年度より2.5ポイント下回り、少し改善されています。

また収入に対する負債返済の割合を示す3か年平均の実質公債費率は、12.3%で、前年度より0.2ポイント増加、悪化し、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する将来負担比率は56.1%で、前年度より5.7ポイント下回り、改善されており、いずれも早期健全化基準25%、350%内となっておりますが、引き続き財政の健全化に努められるよう望むところであります。

一般会計歳入決算に占める自主財源の割合は33.9%であり、依然として財政基盤は堅固であるとは言えず、また普通交付税の合併算定がえの効果は平成26年度までで、平成27年度以降の減少は確実であるため、自主財源の適切な確保は不可欠とされる中、市税の収入済み額は、前年度と比較して1億4,257万4,164円の増収、収入率は93.3%で、前年度と比較して1.6ポイント上昇しており、成果が出ています。今後も引き続き未収金の解消に取り組んでいただくよう望みます。

歳出の主なものとその成果について述べますが、総務部関係では、港町飲食店街活性化事業により、浜通線、網掛通線の舗装、街路灯、石灯籠、防犯カメラ、名所案内版などが設置されました。防災対策として、始良市施行後初の防災訓練が行われ、防災無線デジタル化事業では、2カ所の避難所と始良警察署に移動系防災行政無線を整備し、加治木地区において、デジタル同報系防災行政無線が整備されました。消防本部におきましても、新庁舎建設事業に関する事業として、常時消防施設整備事業では、新庁舎建設のため実施設計業務委託、庁舎解体工事、仮庁舎解体工事、基礎くい引き抜き工事等が行われました。

企画部関係におきましては、商工会が実施した合併記念プレミアム商品券実施事業に補助を行い、環境省が重富海岸に建設する仮称ミニビジターセンターにあわせて、周辺整備に必要な用地を取得しました。

市民生活部関係では、消費生活センターにおいて、専門的な知識を有する相談員を配置し、市民からのさまざまな相談に対応しました。また、住宅用太陽光発電設備補助事業や、始良清掃センター最終処分場の包括的民間委託実施に向けて、アドバイザー委託や環境施設運営管理検討委員会を通して、発注方式の決定や要求水準書等の作成が行われました。そのほか、特に不妊治療助成事業では、助成者数が年々増加し、そのうち約6割が妊娠へつながっております。

福祉部関係におきましては、私立認可保育所の保育に要する費用、放課後児童クラブや私立の保育所の延長保育、障がい児保育、休日保育、病児保育等に要する費用の助成が行われました。

また、育児に奮闘中の特に初めての父親、母親の子育て相談の場、情報交換の場として利用していただくために、始良親子集いの広場を、平成26年4月に始良公民館内に開設するための施設整備が行われました。

教育部関係の、松原なぎさ小学校施設整備事業、小学校給食室別棟整備事業については、平成27年4月開校に向けて順調に進みました。

公民館施設整備事業は、高齢者並びに障害者に配慮した施設を目指した始良公民館の大規模改修と埋蔵文化財発掘調査事業で駐車場整備が行われました。

また新規事業として、いじめや不審者による被害など、緊急に児童生徒や保護者、教職員へのカウンセリングを必要とする問題が発生した場合、即座に対応できる体制を整え、心のケアを行うスクランブルカウンセリング事業も行われ、事件、事故などへの緊急事案への対応に成果が見られております。

農林水産部では、市単独事業として、新規就農者支援事業の実施、新規事業として米丸地区の新規パイプライン化、湿田対策に向け、経営体育成基盤整備事業が実施されました。

また、触田地区など22地区で一般単独道路整備事業を、駅・今町線など5地区で地方改善施設整備事業を、寺師川など2河川で一般河川整備事業を、（発言する者あり）成果を今言ってますから。錦江橋の2橋で社会資本整備事業を行いました。白男橋など2橋で橋梁整備事業を、板ノ口川など65地区で土木施設災害復旧事業が行われ、公共土木施設の適切な維持管理がなされております。

都市計画区画変更事業では、区画3つを全て見直し、地域の景観確保や健全な発展と都市空間の秩序ある整備が進められております。

以上、主な歳出に伴う事業とその成果の一部について紹介しましたが、始良市市政4年目、平成25年度の決算は限られた予算の中、効率的かつ重点的に配分されたそれぞれの事業によって、的確に執行されており、総合計画に基づく各種施策の具現化が進み、着実に合併の効果があらわれつつあると評価して、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○12番（森 弘道君） 本日は傍聴者の方々も大変おいでのようでございますが、せっかくまとめてきましたので、賛成討論としてさせていただきます。

議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

今、るるございましたけれども、始良市の財政はほぼ良好な状態にあるということでございます。単年度収支額の4億841万7,000円の減額というのが出ておりますが、これは児童福祉費の1億3,966万1,000円、道路橋梁費1億6,160万7,000円、林業費1億2,040万円など繰越明許による影響であります。

歳入においては、8億700万円ほど増でございますが、大きな要因としましては、国県支出金の4億600万円で、教育費国庫負担金2億4,700万、地元の元気臨時交付金1億6,400万円、市税の1億4,200万円であります。

なお、市債が5億8,700万円ほど増加をしておりますけれども、これは小学校の建設や消防庁舎の建てかえなどが市としての基盤整備をつくるための市債であり、市民の賛同を得るものであります。

歳出においては、12億7,100万円の増で、4.8%の伸びとなっております。

いろいろと申し上げたいこともございますけれども、平成24年度の議会の決算審査における指摘事項について、特に対応されたものとして、税の収入額の未済額の減少に取り組まれました。その結果、24年度に対し、9,536万円ほどの減少となっております。所管課を初め、全庁的な取り組みの成果が出ております。

また、資源物の分別化とごみの減量化については、重富地区と松原地区に資源物集会所を設置されて市民の負担軽減が図られております。資源物の統一がされたことにより、一般系のごみの収集量は増加しておりません。

そのほかの指摘事項についても若干の改善が図られ、鋭意努力中であります。今後さらなる取り組みと、市民の福祉の向上を念頭に置いて、健全財政への構築に邁進させることをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第74号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。

議案第74号 平成25年度始良市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第2、議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、反対の討論をいたします。

平成25年度会計では、前年度繰越金が5億4,486万7,000円、基金が5,040万円で、合計約6億円の財源がありました。平成25年度一般被保険者の医療費の伸びは、当初の想定より低かったことにより、実質収支額は約5億円の剰余金が出ております。基金も1億40万2,000円あり、合わせると約6億円となっております。

結果的には一般会計からの法定外繰入金や国保税への増税分は残った形となっております。よって、国保税の引き上げは必要なかったのではないのでしょうか。

徴収にも努力され、成果が出ていますが、納税者の相談には丁寧に対応されることを求めています。

また、短期証明証が689件、資格証明書が282件発行されておりますが、資格証明書発行は、病院の窓口で全額負担になるため、お金がないと病院に行くことができず、病状が重度化し、医療費の高騰につながり、国保税が上がるという悪循環を繰り返すこととなります。資格証明書の発行はやめるべきです。

医療費を抑えるために予防医療として大幅な保健師の増員を求めるものです。

国保は、所得の低い方が多く加入する保険制度です。安心して医療が受けられるよう、減免制度の拡充に努めることを求めて、反対の討論とします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

保健事業による予防や、特定健康診査、特定保健指導を行い、被保険者の健康の保持増進に平成25

年度は努力されました。

医療費は毎年3%前後増加すると予測しておりますが、平成25年度は前年度と比較して4.5ポイント増加するなど楽観できる状況ではなく、今後とも予断を許さない状況が予想されるという解説が出ております。国保税の収入未済額6億円は、対前年度に比べ0.2%改善されました。

以上のことから、平成25年度は健全な事業運営がなされたものと考え、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。

議案第75号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第3、議案第76号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第76号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、議案第77号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第77号 後期高齢者医療特別会計決算について、反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保から外して別の医療制度に組み入れ、差別医療を導入していることを認めることはできません。高齢者の年金受給額が次々と引き下げられる中、保険料は2年ごとに改定され、

平成26年度、27年度は、被保険者1人当たりの保険料は5万5,687円となっております。これは霧島市と比べましても1万円高く、県内で鹿児島市に次いで2番目に高い保険料となっております。軽減措置はありますが、2年ごとの改定のたびに負担がふえております。高齢者の生活不安を強めているこの制度は廃止しかないと申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。

議案第77号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、議案第78号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第78号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

改定介護保険法と新たな介護報酬が施行されて2年がたちました。利用者は生活援助の時間削減など新たな利用制限で日常生活が脅かされております。介護事業所も介護報酬の引き下げにより大きな打撃を受けております。平成25年度の要支援要介護認定の結果は、認定者数の15%の方、約534名ですが、利用していない状況がございます。これは入院などによるものとのことでございましたが、利用料の原則1割負担が低所得者に深刻な影響を与えております。重い負担を理由にサービスの回数や時間を減らしている方がおられます。低所得者への保険料利用料の減免制度を拡充し、高齢者や家族が安心して介護を受けられるようすべきです。

そのためにも市は、国に対して、現在25%の国庫負担の割合をもっと引き上げるよう求めるべきであります。また、特別養護老人ホームの入所待機者は298人です。保険者の責任において、あらゆる手立てを尽くし、特別養護老人ホームの増設をすべきであります。

以上、申し上げて討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○8番(田口幸一君) 議案第78号 平成25年度始良市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

被保険者の資格管理、要介護及び要支援の認定にかかる申請事務や認定調査及び制度の趣旨普及に関する一般管理費のほか、介護保険サービス利用に伴う各種給付費の支給などを行い、地域密着型介護保険事業所として認知症対応型共同生活介護事業所、グループホーム1施設、小規模多機能施設1施設が25年度内に施設整備が完了し、平成26年4月1日から事業を開始しております。

先日、グループホームを視察いたしました。先輩女性が健やかに生活しておられました。私の母は98歳、私のおばは88歳で、2人とも特別養護老人ホームで生活しております。これはこういうグループホームとか特別養護老人ホームのおかげだと思います。やがて私もグループホームや特別養護老人ホームのお世話になるのではないかと考えます。

平成25年度の事業運営が立派になされたと判断し、賛成討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。

○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(湯之原一郎君) 起立多数です。

議案第78号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 日程第6、議案第79号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。

○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(湯之原一郎君) 起立全員です。

議案第79号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 日程第7、議案第80号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第80号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第8、議案第81号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第81号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、議案第82号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第82号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、議案第83号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第83号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、議案第84号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

○議長（湯之原一郎君） 本件に対する委員長の報告は認定です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第84号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第12、議案第85号 平成25年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

議案第85号 平成25年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第13、議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案の賛成者の発言を許します。

○8番(田口幸一君) 議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、始良市水道ビジョンに基づき、1点目、財政状況は収益的収入から収益的支出を差し引き、過年度損益修正損を加味した当年度純利益は2億9,064万8,874円となっており、うち1億8,980万円を減債積立金に、残金の1億84万1,879円を建設改良積立金に決算処理がなされております。

2つ目に水道事業部本庁舎及び船津浄水場への赤外線センサー等の機械警備業務委託や、災害時に対応する資材器材を備蓄した危機管理に努力をされました。

建設改良事業は、総額6億4,100万円を支出し、配水管整備事業として老朽管の更新や新設工事を行い、船津浄水場で生じる汚泥排出量削減のための活性濃縮施設設置工事に着手したほか、蒲生地区に中迫配水池を整備いたしました。

未収金対策は停水処理を行い、実績が上がっております。

加治木地区に漏水が多く発生しておりますが、25年度末現金預金16億7,971万1,952円と25年度に出ました当年度純利益2億9,064万8,879円を活用してダクタイル鋳鉄管や硬質塩化ビニール管を布設して漏水対策に取り組むことを希望いたします。

平成25年度の水道事業は実績が上がりました。このことは市長をはじめ水道事業部の職員の皆さん方が一生懸命に事業に取り組まれた成果だと考え、高く評価いたします。

以上申し述べ、賛成討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。

○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(湯之原一郎君) 起立全員です。

議案第86号 平成25年度始良市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 日程第14、発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題とします。

○議長(湯之原一郎君) お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、趣旨説明及び委員会付託を省略

することに決定しました。

神村次郎議員、登壇してください。

○7番（神村次郎君） 登壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第15、請願第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登壇

ただいま議題となりました請願第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願について、文教厚生委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、9月22日、24日、10月の1日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、請願者宝蔵もと子氏に出席を求め、詳細に審査しました。

請願の概要は、現在、我が国におけるウィルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されており、国はウィルス性肝炎患者（肝硬変・肝がん患者を含む）に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウィルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療助成を実施している。

これらの治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等は極めて高額に上るにもかかわらず、助成の対象外になっている。国と原告団の基本合意締結及びB型肝炎特別措置法の制定にあたっては、国は予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウィルス感染被害者は40万にも及ぶと繰り返して言明してきた。

B型肝炎訴訟の原告として、給付金の支給対象者たり得る地位にあるものは1万人程度に過ぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立てないのが現状である。

高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎年120人以上の人が亡くなっている深刻な実態である。現在は、助成対象となっていない医療費にも広く助成を及ぼすように早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和見直しを行うべきである。

以上により、政府に対して、次の意見書を提出していただくようお願いします。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんにかかわる医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法の肝機能障害による障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、高額な医療費は大変だと思う。現在の助成の状況はどうなっているのか。

答弁、医療助成費に関して、インターフェロン治療等に月1万円、年収によって2万円の医療費助成がありますが、より症状が進んだ肝硬変や肝がんになってからは再発も多く、何度も治療しなくてはいけないのに、その方々の助成が今何もない状態です。

質疑、今全国の市町村でこういう請願、陳情が出されると思うが、このことで厚労省は助成をするようになると思うか。

答弁、私たちウイルス性肝炎患者は、生活習慣病から病気になったわけではなく、国の医療行政によって病気になり、国もそれを認めて動いているところだと思います。

質疑、意見書の主旨としては、医療費助成の拡充とあるが、医療費のほかにも生活支援として求めるものがあるのか。

答弁、生活支援に関しては、お願いできるものであれば求めたいとは思いますが、まずは医療費が家計を圧迫しておりますので、何よりも医療助成を第一に考えていただきたいと思っております。

以上で、質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切りかえ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長報告のとおり、決定することに賛成の

方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。

請願第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第16、陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、9月22日、24日、29日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者濱田健一氏に主旨説明を求め、審査をしました。

陳情第8号の主旨は、阿倍内閣は7月1日の臨時閣議において、他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を容認するために、憲法解釈を変更する閣議決定を行った。歴代内閣は長年、憲法9条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきた。第2次世界大戦で多くの犠牲と反省に基づき、平和国家の歩みを続け、専守防衛してきた日本が直接攻撃されていなくても他国の戦争に加わることができる国に大きく転換したことを意味する。歴代内閣が憲法9条2項の文言のもとで、個別的自衛権の行使と自衛隊の存在を合憲としてきた解釈は許される解釈の限界とされている。集団的自衛権の行使も許されるとする閣議決定は、解釈の限界を超え、違憲で無効である。今後、内閣が全ての国の行政施策を閣議決定から法整備というプロセスで決定できることになり、立憲国家日本の崩壊である。その影響は地方自治体の維持及び住民の基本的人権にまで及ぶことは必至である。

このようなことから、始良市議会の知性と良心としてのこの陳情内容を採択され、意見書として関係者に提出するよう陳情するものです。

以上のような説明を受け、協議会における陳情者との質疑の主なものを申し上げます。

質疑、集団的自衛権が確立されたことで、影響は地方自治体及びその住民の基本的人権にまで及ぶことが必至であるというくだりがありますが、どのような影響でありますか。

答弁、大きくは人一人ひとりの尊厳たる命が粗末にされかねず、命に対する冒瀆があると思います。各自自治体で自衛隊員の募集への協力を行っていると思いますが、このままでは経済的徴兵制という変わった意味での人材が入っていくのかもしれませんが、本当の意味でこの国を守り、安全性を守っていくという真摯な気持ちを持って募集される人が困難になっていくのではないかと危惧します。不足となれば、災害対策にも影響は出るのではないかと思います。

質疑、法制局長官がかわるたびに見解が変わるのは、法的にどうなのかということは、国民も感じていることだろうと思います。日本の領海、領空が侵されて、国民の生命財産を脅かされ、何らかの手を打たなければならないということはわかります。ただ国民的議論が十分ではなく、それを今後どのように展開していくのか、国民的議論がおろそかになることを危惧しており、今後どのようになる

かは注意していきたいと考えています。

答弁、これまでの内閣法制局は、戦後とってきた内閣の考え方を継承して、憲法の範囲の中では集団的自衛権の行使はあり得ないとし、その経験者もいまだに言われておりますが、第2次安倍内閣の法制局長官はそうでないという立場の方が任命されました。日本の最高裁判所は、憲法裁判所の役割を担っていません。現実の問題が生じなければ、そのことへの対応はなされないところに最高裁の脆弱さがあります。もっと議論いただければと思います。

質疑、署名はどれくらい集まり、その内容はどうでしたか。

答弁、708筆です。20人の大臣のみの閣議決定をして、その後、法律を変えていく中で、与党は絶対多数という国民から与えられた議席がありさえすれば、よくも悪くも変えていけるという意見が多数ありました。仕組みとして、これでよかったのかという議論が多かったと私は理解しています。

その後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、近年国家間のパワーバランスが大きく変化し、我が国を取り巻く安全保障情勢が一層厳しさを増しています。新3要件を定め、9条のもとで許容される自衛措置の限界を示して、歯どめを明確にしたことは他国防衛それ自体を目的とした、いわゆる集団的自衛権の行使を許さず、専守防衛を堅持する内容です。

近年、中国の尖閣諸島への海外海洋進出や、北朝鮮の核ミサイル開発など東アジアの安全保障情勢は急速に悪化してきており、日本の平和を確保するには集団的自衛権の行使を可能にし、日米同盟や国際連携を強化する必要があります。

戦後から69年が経過し、時代の変化に即した憲法解釈の変更は妥当であると思います。集団的自衛権は近隣諸国に対しての抑止力にもなっていくと考えられます。

賛成討論、今まで我が国が平和で戦いに巻き込まれなかったのは、憲法9条があったからです。今回の閣議決定は、国民の命を粗末にするものだと考えています。集団的自衛権の行使は、限定的だと言いますが、いざトラブルが起こったら、限定的ということは決してあり得ないと思います。戦争につながるこの閣議決定は断じて許すことはできません。

戦後、日本の歴代内閣が集団的自衛権の行使は憲法上許されないとやってきたことを、国民的議論もしないで内閣の閣議決定で拡大解釈をして、日本の防衛外交を進めようとするのは非常に危険です。

過去の大戦で尊い犠牲となられた310万人の方々に対し、二度と戦争の参加を繰り返してはなりません。不戦の誓いがこのことより危険にさらされることになるのは明白です。

日本のこれからの社会は、2025年問題など少子高齢化が進む中、今後、軍事費の増大につながり、福祉社会の構築はできなくなると思います。地方自治を守る我々としては、しっかりとこのことを踏まえ、是は是、非は非ではっきりと住民の代表として物を言っていく必要があると思います。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情については、賛成少数で不採択としました。

以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） ただいま総務常任委員会委員長の報告が終わりましたが、ここで暫時休憩します。昼からの会議を1時からとします。

（午前11時56分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時57分開議）

○議長（湯之原一郎君） 陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書の委員長報告が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○8番（田口幸一君） 先ほど報告の中で討論が行われたということで、賛成討論、反対討論があったということですが、全部を書きとめられませんでしたので、総務常任委員会では2対4ということだったということをお聞きしたんですが、この原案に反対の4名の方々の考えを具体的にお知らせください。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、それは、先ほど委員長報告の中で報告があったと思いますが。

○8番（田口幸一君） それなら、いいです。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、この陳情に賛成者の発言を許します。

○10番（本村良治君） 私は、この陳情に賛成の立場で討論に参加します。

今日まで我が国が平和で戦争に巻き込まれなかったのは憲法9条があったからです。今回の閣議決定は、この憲法9条を形骸化し、集団的自衛権の行使によって国際紛争に巻き込まれて戦争への道を進もうとしています。国の最高法規である憲法がいきなりこの内閣の手でいとも簡単に変えられるのはおかしいと思います。今まで長く方針を変えるのであれば、しっかりと国民に信を問うべきだと思います。また、安倍首相は集団的自衛権の行使を限定してきたと言いますが、紛争に巻き込まれたらそんなことでは済まされないと。まさに、この決定は国民の命を軽視する何物でもありません。

新聞報道によると、国民の中でも、特に若い人の反対が多いというデータが出ています。さらに、一方では、中国、北朝鮮の脅威も叫ばれていますが、私たち、我が国はその脅威を取り除くための外交努力を行っているのでしょうか。敵を描いているだけでは何もなりません。双方の国による粘り強い外交努力がより必要となります。今後は国会での議論とともに国民にしっかりと説明し、国民的多くの議論が必要と考えます。

以上の理由から、この陳情に賛成の立場での討論とします。以上で終わります。

○議長（湯之原一郎君） 次に、反対者の発言を許します。

○4番（竹下日出志君） 陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情について反対討論いたします。

近年、国家間のパワーバランスが大きく変化し、我が国を取り巻く安全保障情勢が一層厳しさを増しています。こうした安全保障環境の変化に対し、公明党は、対話を通じて脅威を未然に防ぐ外交力と、他国からの侵略を防ぐ抑止力を車の両輪とした平和戦略、安全保障政策を進めていきます。

安全保障、法制整備に関する7月1日の閣議決定では、そうした公明党の考え方を基本に、我が国の平和と存立、国民の生命を守る抑止力を高める観点から、憲法の平和主義のもとで可能な、すきのない安法制の整備を進める指針を示しました。閣議決定に向けた与党協議では、憲法9条の枠内で自衛のための武力の行使がどこまで可能かを突き詰めて議論しました。その結果、公明党の指導によって新3要件を定め、9条のもとで許容される自衛措置の限界を示して歯どめを明確にしました。これは他国防衛、それ自体を目的とした、いわゆる集団的自衛権の行使を許さず、専守防衛を堅持する内容です。今後、予定される個別法の整備では、閣議決定で確認した諸原則を十分に反映させるとともに、国民の懸念を払拭し、理解が深まるよう取り組みます。

公明党は平和の党の立場から憲法9条を守り、9条のもとで行える武力の行使の限界を明確にしました。公明党が現政権与党にいるからこそ、憲法の平和主義を守り切ることができたと強調するものです。

以上で、陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書について反対討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） この陳情に賛成者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書に賛成の立場で討論いたします。

まず、閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力の行使は許さないとしていた従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開く重大な内容となっております。内閣の判断だけで憲法解釈を変更することは立憲主義に反することで、到底容認できるものではありません。

閣議決定をもとに10月の8日、おとといになりますが、日米軍事協力の指針、ガイドラインの中間報告が示されました。このガイドラインの中間報告は安保条約の大改悪となります。ガイドラインの問題点を述べます。

一つには、これまでの自衛隊の活動は、後方地域の非戦闘地域の活動に限られておりましたが、中間報告では自衛隊の活動が戦闘地域でも行えるようになります。若者が血を流すこととなります。

2つ目には、これまで日本の周辺で起こるさまざまな事態に対して非戦闘地域に限り支援を行うことができました。中間報告は、地球の裏側の戦闘地域でもアメリカ軍と一緒に活動ができるようになります。

3つ目です。続けてでした。今後、自衛隊法も改定されることとなりますが、集団的自衛権の行使容認については国民の過半数が反対をしております。日米同盟のグローバル化、地球規模化により周辺国の警戒感を強め、緊張を激化する危険も出てきます。何よりも自衛隊員の命を危険にさらす、こんなことは絶対に許せません。安倍政権が進める戦争する国づくりを許すかどうか決めるのは私たち国民です。

以上、申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、反対者の発言を許します。

○15番（東馬場 弘君） 今回の陳情8号の集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書について反対の立場で討論します。

近年、中国の尖閣諸島等への海洋進出や北朝鮮の核ミサイル開発など、東アジアの安全保障情勢は急速に悪化してきており、日本の平和を確保するには集団的自衛権の行使を可能にし、日米同盟や国際連携を強化する必要があります。戦後から60年が経過し、時代の変化に即した憲法解釈の変更は妥当であると思います。

政府が、時間がかかる憲法改正に先立って憲法の解釈を見直すことは現実であり、関連法の制定などで法的に担保することも欠かせないものであり、過去の見解との論理的整合性をとり、閣議決定などの手続もきちんと踏んで、解釈を見直すことに問題はないと考えます。

また、集団的自衛権は国際法上、どの国にも認められており、この権利が行使できないと周辺国以上の軍備を単独で保持しなければ、自国の安全を確保できず、かえって軍拡競争を招きかねないとも言われております。

また、集団的自衛権は近隣諸国に対しての抑止力にもなっていくものと考えことから、今回の陳情8号に対して反対討論とします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成者の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書を採択する立場で討論に参加いたします。

今、賛成の立場で2人の議員が討論されましたが、私はそれに触れないことを申し上げ、討論にかえませぬ。

太平洋戦争は国内外に深い傷跡を残しました。亡くなった日本人は310万人、アジアで推定2,000万人とされております。これは亡くなった方々です。最近の世論調査では6割が行使容認に反対しております。出水市議会は、最初は、これはちょっと云々ということでしたが、立憲主義の根本を破壊する暴挙と、閣議決定の撤回を求めました。集団的自衛権は他国の戦争に参加する権利であります。歴代の内閣は憲法違反で許されないとされてきております。自衛隊が他国の戦いに巻き込まれ、血を流すことにならないかというふうに私は考えます。

それから、いろいろ書いてきたんですが、知覧にある、南九州市に特攻基地がございます。去る8月15日に平和スピーチコンテストを実施いたしました。若い隊員の遺書、手紙を知覧特攻平和会館にお

さめたのも平和と命の尊さを学ぶためである。去る6月、西宮市に住む、私の息子が帰ってきて、知覧特攻会館を見学に行きました。もう泣けて泣けてしようがなかったということで、私と私の家内に話してくれました。集団的自衛権を容認していけば、このような、過去に日本人が310万人、アジア地区では推定2,000万人という戦死者が出ております。

私は、もう戦争は絶対どのような理由があってもしてはいけないというふうに考えます。国際的に、国内的にもスポーツでこのようなことをやって、国際間でもやって、戦争は絶対あってはいけない。この集団的自衛権を、閣議決定を認めてはならないということで討論いたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、反対者の発言を許します。

○9番（犬伏浩幸君） 陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書について反対の立場から討論いたします。

以下、4点ほど申し述べます。

1点目、憲法の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行ったとの意見につきまして、閣議決定で規定した憲法9条のもとで容認される自衛の措置は、憲法解釈としての論理的整合性、法的安定性を維持しつつ、国際法の評価を尊重した解釈の再整理で、必要最小限度の範囲にとどまるという基本的立場を何ら変更するものではありません。したがって、合理的な解釈の限度を超える、いわゆる解釈改憲とは言えません。政府はこれからも時代の変化に対応しながら憲法が掲げる平和主義の理念のもとで最善を尽くし、外交安全保障政策を行うとしていることから、平和主義を根本から覆す解釈改憲との意見には賛同できません。

2点目、日本が直接攻撃されていなくても他国の戦争に加わることができる国に大きく転換したこと。また、歴代内閣が憲法9条2項のもとでの解釈で集団的自衛権の行使も許されるとする閣議決定は、解釈の限度を超え、違憲で無効であることについて、昨今のパワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器の脅威による安全保障環境が根本的に変化し続けている状況を踏まえれば、今後、他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、対応等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得ます。また、国際法上は集団的自衛権による武力の行使は認められています。よって、この閣議決定は我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合に、我が国の存立が脅かされ、国民の生命と自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として憲法上、許容されると判断しています。

3点目、法整備により自衛隊員に戦争参加による命の提供を示唆するものであるが、安倍総理は真摯に答えようとはしていない、国民の命の軽視である、断じて許されないとの意見について、本閣議決定は、従来の政府見解の基本的な理論に基づく自衛のための措置としての法整備を目指すものであり、従来の防衛の基本政策である専守防衛、軍事大国にならないこと、非核三原則、文民統制の確保は維持すると明言しています。その上で、自衛隊員の服務の本旨には、隊員は我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努める。もって、国民の負託に応えることを期するものとするとしており、国防を主たる任務とする自衛官の負うべき義務とリスクに何ら変わることはございません。また、国民は自衛隊員に対し、国会が関与した法

律や国会承認事項並びにサービスの宣誓に基づき、先進国民の負託に応えるための安全保障にかかわる行動を期待しているのであり、国民の命の軽視であるとの意見には反対であります。

4点目、この閣議決定の影響は、地方自治体運営及びその住民の基本的な人権にまで及ぶことは必至であるとの意見について、閣議決定ではあらゆる事態に切れ目のない対応を可能とし、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備するための基本方針を示したものであり、今後、法案の作成作業を開始し、準備ができ次第、国会に提出し、国会における審議をいただくと明記しております。そのような正規の手続を経るにもかかわらず、国会の専権事項である安全保障法制の整備に対し、十分な根拠もないままに反対をし、一般住民の不安をあおることこそ、住民の安全を損なうことにつながることは必至とは言わざるを得ません。よって、この意見にも賛同できません。

以上のことから、陳情第8号の採択には反対であります。討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

この陳情に賛成者の発言を許します。

○12番（森 弘道君） おおいにこのことは討論をせにやいかんと思います。

陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書を採択すべきものとして賛成討論を行います。

かねてから、私が大変お世話になっている地域の大先輩ですが、私のところに手紙を持ってこられました。もう既に84歳になっておられますけれども、紹介をしたいと思います。昭和12年、国民学校6年のとき、中国との戦争が始まりました。これは盧溝橋事件のことであります。勃発のことです。戦線は次第に拡大していき、昭和16年、10歳のとき、太平洋戦争が始まりました。日本じゅうの男性、若い人から壮年に至るまで1銭5厘のお金で命を買われ、多くの人たちが犠牲となり、死んでいかれました。この1銭5厘というのは、当時、赤紙が来たわけですから、召集令状が。それが当時1銭5厘だったわけです。

私の父も昭和14年、赤紙が来て、支那事変に行っております。そしてまた、私の母の弟でございますが、おじにあたりますけれども、昭和19年、敗戦も色濃くなった時期でございますけれども、沖縄に救出に行けということで、富山丸という船に乗って行ったわけですが、鉄管の魚雷を受けて沈没し、これも戦死でございます。長男と次男の2人の兄が満州で戦死しました。2人を送り出した母は、これは手紙でございます。2人を送り出した母は、軍国の母として昼間は泣くこともできず、夜中にひっそりと一人泣いている母の姿を見たことを今でも鮮明に覚えています。

今回、総理大臣の安倍さんが閣議決定して、集団的自衛権の行使容認に踏み込まれたことに対し、このまま黙っていてよいのだろうか。ことしの5月の15日、元法制局長官の阪田さんという方が、薩摩川内市での講話の中で、集団的自衛権の行使を認めたら徴兵制はどうなりますかとの質問に対して、それは政府の解釈により簡単に徴兵制度もできるようになると答えています。

南日本新聞の世論調査でも54.2%が反対で、賛成を上回っています。子どもや孫が戦争に駆り出され、犠牲になるのを避けるため、この問題に対して反対の声を大きく広げてください。これが手紙の内容でございます。

本論に入ります。

今まで歴代の内閣が集団的自衛権の行使は憲法上、許されないとやってきたことを、いとも簡単に一内閣の閣議決定でもって日本の防衛外交を押し進めようとするのは、果たして国民の理解が得られるでしょうか。米国との強力な体制の中で、抑止力を高めるとの答弁を繰り返しておりますけれども、国民の疑念は払拭できません。また、内閣の法制局長官まで集団的自衛権の行使を容認する長官を任命し、日本史上、重大なことを自分たちだけで決めて、大変危険を感じております。特定秘密保護法や武器輸出三原則の見直しなど、このことは、さきの大戦で、時の軍部が国民の声を聞かずに強行に物事を押し進めていったことと同じようなことで、大変危険であります。

日本国憲法制定後、67年あまりの間、平和の憲法のおかげ、また、第9条のおかげで戦争は起きておりません。誰ひとり戦死をした人もおりません。毎年8月15日の終戦記念日、全国戦没者追悼式には犠牲となられた約310万人の方々に対し、二度と戦争の惨禍は繰り返しませんという不戦の誓いも、この集団的自衛権の行使容認によって破られ、危険にさらされることになるのは明白であります。

尖閣諸島を初め、日本の領土、領海、領空が脅かされておりますが、このようなことになった原因は日本にもあるのではないのでしょうか。靖国参拝や従軍慰安婦問題など、十分熟慮して対処すべきところをみずからの言動で近隣諸国の非難を買い、国交も閉ざされている。その責任は誰にあるのでしょうか。国民にはありません。お互いが協議の場を設けて話し合いができるよう、和平交渉にもって行って、解決の道を探る最善の努力をすべきであります。この姿勢こそが国民の命と暮らしを守る、政治家としての第一歩である国民の理解は得られると思います。

武力をもって制することはどのようなことになるか、過去の歴史が物語っております。賢者は歴史に学ぶといいます。今の国会議員の人たちは、過去の歴史を学んでいただきたい。西ドイツのヴァイツェッカーが次のように言っています。過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となる。非人間的な残酷な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。このように言っています。国会を初め、地方議員も戦後生まれが多く占める今日、さきの大戦の悲惨さを忘れてはなりません。歴史は繰り返されると言いますが、大きな過ちは二度と繰り返してはなりません。

国は悪によって滅ぶのではなく、愚か、愚によって滅ぶとあります。私は戦争には正義がないと思います。なぜなら人間同士の殺し合いですから、犠牲になるのはいつも罪のない幼い子どもや女性、お年寄りたちです。集団的自衛権の行使容認は、日本国民全体の命、そして自衛隊員の命にかかわる大問題であります。これまで67年あまり続いてきた戦争のない平和な世の中が、これから先、日本の未来にかけて今までと同じように続くのでしょうか。自衛隊員の人たちが戦争に巻き込まれて亡くなることはないのでしょうか。その保証はどこにもありません。アメリカではイラク戦争など何千人も亡くなっております。想定外のことが起きるのが今はあたり前になっております。

このような大問題は宗教や思想、党派を超えて、地方から多くの声を上げていかなければ、全てが押し切られることとなります。国民的議論が足りないと、ほとんどの人が思う中で、私たちは住民の代表、地方の代表として意思表示をすべきであります。本来ならば陳情書が出なくても議会発議で審議すべき事案と私は思っております。義を見てせざるは勇なきなり、日本の将来に悔いを残さないために、私はこの陳情書に賛成討論をいたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、反対者の発言を許します。反対者はありませんか。

○5番（堂森忠夫君） 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める

陳情書に反対討論します。

まずは、陳情者が述べている憲法基準がどのようにして憲法がつくられたのか、また、日本を守るための憲法として誕生したのか、その原点まで掘り下げて返ると、太平洋戦争敗戦後の1945年8月30日に来日した連合軍総司令部のダグラス・マッカーサー最高責任者が天皇中心の明治憲法を解体し、根本から変えるための憲法改正作業に入り、マッカーサーは同年12月に、イギリス、ソビエト、アメリカの外装会議で極東委員会の設置が決まると、1946年2月26日以後に委員会が活動を開始した後は、憲法改正に対するGHQ（連合軍総司令部）の権限が制限されることから、その前に日本国憲法をつくり上げています。当時の第44代幣原喜重郎首相の意見等にマッカーサーが傾聴しつつ、一方では、日本のジャーナリストや学者等が中心になり、日本国憲法研究会が作成した憲法素案が1946年2月8日に完成し、GHQへ提出されました。その素案は、マッカーサーの指導により極秘の中でワシントンのGHQのメンバーによって修正され、日本国憲法の素案を10日以内で作成しています。日本側はこのGHQ素案に原則として沿う形で案を練り直し、1946年3月2日にGHQへ再提出し、これが日本国憲法の基準としての最終案が極秘に完成したとの資料が、国立国会図書館に保存されています。

後に、マッカーサー三原則と呼ばれた内容に整理されています。1番目に、天皇は国家の元首の地位にあること、2番目に、戦争を放棄すること、3番目に、日本の封建制度を廃止すること、この3点が基準になっていると思っています。

その3点にこだわった理由としては、天皇の戦争犯罪追及や天皇制の廃止をすると日本が乱れ、マイナスになると捉え、日本を早期に安定させることが対共産圏戦略として至上命令であると捉えたマッカーサーは、天皇を元首の地位にすると判断しています。

2番目の戦争放棄については、結果的には日本に独自の力を抑えた骨抜きにし、アメリカに反抗しない国にすることが目的で、米軍基地としての戦略が最大目的だったとの論者もあります。しかし、当時の幣原首相とマッカーサー会談において、首相提案されたとの説におさまっています。日本国憲法はマッカーサーの指導優先のもとで恣意的に憲法基準は完成したと捉えます。恣意的につくられた憲法基準を守ることを強調させる意見を採択したとき、今後の未来は開けないと思います。

今の社会は米ソの二極構造は崩れ、世界各地で民族紛争、宗教対立などや核ミサイルと大量破壊兵器の拡散、テロ、ゲリラの多発といった不安定な国際情勢下で、安心安全な国づくりができるのか、私は危惧いたします。イスラム国の過激なテロをインターネットで公開し、世界じゅうの若者を戦死にするテロ行為は、法の整備を整えて阻止すべきです。2001年9月11日、アルカイダによる同時多発テロ事件など世界には私たちが知らない数多くのテロ組織集団が存在しています。また、資源に乏しい日本は、外国から多くの資源を輸入していますが、安全な航路を守れるでしょうか。産油国との外交関係、そして仕入れ値の安定化が不可欠であり、安心で安全な日本の仕入れ値防衛のためには、集団的自衛権の行使が必要です。私たちの身近な生活環境においても交通ルールを守らないで社会に大きな被害と損害を与えている人たちが存在するように、世界には過激なテロ集団や海賊を利用する組織等が存在し、日本を侵略、侵入しようとする団体等は数多く闇の中に潜んでいるのが世界の実情です。

地球規模の経済圏となった現代では、今後、多人種の人々をいろいろな角度から日本は受け入れなくては、日本の未来は開けません。その前に法の整備をしっかりと整えてから受け入れる準備が必要です。政治テロ等や戦争を避けるためには何も事件が起こらない今、法の整備をすべきです。北朝鮮

による拉致事件等がよい例です。もしスパイ防止法等の法の整備がなされていたら拉致は防げたと思います。戦争をするのではなく、戦争を未然に防ぐため、戦争を起こさないでグローバルな国際関係と安定を築くためには、法の整備を今、整えるべきです。

また、国連加入国193か国のうちで、集団的自衛権を持たない国は日本だけあります。日本の国家を守るために閣議決定をし、国を守ろうとする政府の勇氣ある判断とマッカーサーの指導優先により、恣意的に短期日数の間で日本国憲法を完成した当時と比較すると、法の整備を閣議決定した安倍政権の政府の力量は本物であり、永遠の日本国を築くため、深い母国愛の精神力を持つ日本人の手で法の整備をし、世界平和持続のために貢献する日本へ前進すべきです。現在のハイテク時代の社会では、どこの国からでも日本を狙うことが可能な時代です。国を守り、永遠の繁栄は国民が共通する願望であり、その願望をかなえてくれるのが政府の力量であり、国会議員の務めであると捉えます。愛する国家を守り、繁栄のために決断を求められている政府の判断に賛同いたします。今回の閣議決定は、万全の備えをすることこそが日本に戦争を仕掛けようとするたくらみをくじく大きな力を持っている法の整備が抑止力になり、日本の平和と安全を保つための閣議決定と捉えます。

よって、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情には反対といたします。

以上で発言を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 次に、賛成者の発言はありますか。

○7番（神村次郎君） 私は賛成の立場で討論します。

議会事務局の私のレターケースにこういうチラシが入っていました。国民をしっかり守れる国へ、自民党のチラシですが、厳しさを増す国際情勢の中、どんなときにも国民の命と平和、暮らしを守り抜くために、切れ目のない安全保障性を整備をし、日本の抑止力を確かなものにしていきますという、勉強させていただきました。きょうは、この学習の成果を披露したいと思います。

今回の集団的自衛権行使を容認の閣議決定は、戦後史に残る大きな、戦後、日本のとってきた外交防衛政策の大転換であります。ちょっと言葉が小さいですが、大転換どころじゃないですね。こんなことをやられていいんでしょうか。集団的自衛権の行使とは、同盟国などが攻撃を受けているとき、自国は攻撃されていなくても他国を攻撃できるということでもあります。どのように修飾をしようと、本質的に戦争、戦闘に加担することです。戦後日本の防衛政策の根幹をなす専守防衛、自国は攻撃をされたときだけに武力を使う、それ以外には使わないとしてきました。このことが骨抜きになることです。リアルに言うならば、見るならば、米国の要請に応じて世界中の紛争地帯に出かけて、米軍の補完兵となることです。これは自衛隊が実際に海外で戦争、戦闘に加担すれば、自衛隊員が、ある場合には他国を攻撃して人を殺す立場に立ちます。その当然の反作用として、ある場合には殺される立場に立つということです。まさに戦死者を覚悟する時代の幕開けになりつつあり、解釈改憲は絶対に許せるべきものではありません。戦後69年が経過をして、時代に即した憲法解釈の変更は妥当という言い方もありますが、自衛隊を持ちつつも個別的自衛権の範囲で専守防衛に徹して一度も銃の引き金を引くことなく、侵略と植民地支配の歴史から、平和国家としての信頼を築き上げ、非核三原則、武器輸出三原則などの、日本は平和国家として理念をつくり上げてきました。先ほどもありましたが、310万人とも言われる尊い命を失った、さきの戦争の反省が戦後日本の出発点でした。愛する家族を

戦地に送り出し、空襲により家や財産、家族を失った戦争の体験を聞いて育った私たちは、戦争の放棄は絶対に譲れない一線です。解釈改憲が許されるべきではありません。

先ほども異論がありました国際法との関係です。これまでの政府の見解は、集団的自衛権は国際法上、持っているが、憲法9条のもとでは行使をすることはできないというものでした。国際法と憲法を切り離れた上に、憲法上、自衛の措置として行使できるという強引な論理の組み立てを極めてわかりにくいこじつけ論で言っています。我が国を取り巻く安全保障は一層厳しさを増しており、集団的自衛権の行使を可能にすべきだという話であります。米国は第二次大戦以降、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争を戦い、また、チリ、グレナダ、ソマリア、ハイチなどの米国の武力介入を行ってきました。圧倒的戦力を背景に、アメリカの平和を、繁栄を押し進めてきました。しかし、アフガン戦争やイラク戦争から米国は得るものはなく、撤退を余儀なくされ、財政的にも疲弊をしています。外交的にもマイナスを負うことになっています。大量破壊兵器の所有を理由としたイラク戦争では、フセイン体制を打倒したにもかかわらず、イラク国内の治安は一向に回復は進んでいません。はっきり言えるのは、武力を使うことが問題解決にならず、むしろ平和を遠ざけていることが現実ではないでしょうか。

尖閣列島をめぐる日中関係も厳しい状況で、軍事衝突も想定をされました。しかし、挑発には冷静に対処し、衝突回避をするために政治がこの役割を果たすべきではないでしょうか。地球儀を俯瞰する外交を安倍首相は進めておられます。近隣諸国の関係改善に、緊張緩和にもっと積極的に外交努力をすべきではないでしょうか。

それから、自衛権行使の3要件についてであります。もうよくわかりません、私は。討論の中で、新3要件を定めたことで自衛措置の限界を示し、歯どめを明確にし、専守防衛を堅持する内容となったと言われていますが、読んでみますと、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、また、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民が生命の自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるときと言われています。あと2項ありますが、2項は省きますが、この3要件に該当する場合に限られると解釈されていますが、集団的自衛権という言葉は使っていませんが、他国の攻撃に対しての自衛権を行使をするという内容に変わりありません。

きょうの、ある地方紙を、切り抜きを持ってきました。きょうは、原稿を書く暇もありませんでしたけれども、こんな書き方をしています。全体像は示せど新たな指針に詳述すると先送りしたというものの、集団的自衛権の行使の要件が我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるケースだなど、全く抽象的だと書いています。政府与党の中でも解釈に開きがある。よくわかりません、この新3要件ちゅうのが。そういうことです。

それから、9月の新聞に載っていましたが、これも地方紙です。参議院の憲法審査会の決議があります。さきの通常国会、終盤の6月11日、改正国民投票法の採決時に、参議院憲法審査会で可決された附帯決議であります。次のようなことを指摘し、附帯決議をされています。3つありますが、2番目からいきますが、仮に、政府において憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼を損なわれかねない。3つ目、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては憲法の解釈を変更しようとするときは、国会の審議を十分に踏まえること、こういう閣議決定の附帯決議をつけています。附帯決議は、政治的効果だけではなくて、法的な効果はないんですが、無視された

格好で集団的自衛権行使を容認する閣議決定はなされました。しかし、参議院の自民党、公明党は、この附帯決議に賛成したんです。重いものはあります。この附帯決議は国会での十分な審議はされていません。十分な審議もされずに、国民にも理解を得られていません。無効で、撤回すべきです。

最後にもう少し、まだ、たくさんあったんですが、今月10日、きょう、発表予定のノーベル平和賞候補に憲法9条を保持してきた日本国民が上がっているとの情報があります。本日の始良市議会で集団的自衛権のこういう意見書が、判断がノーベル賞平和候補の名に恥じない結論が出されることを望んで、一言つけ加えて賛成討論といたします。終わります。

○議長（湯之原一郎君） 次に、反対者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。もうしばらく立っておいてください。すみません。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立少数です。陳情第8号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第17、陳情第9号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第9号 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、9月22、24、29日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者、下荒磯薫氏に趣旨説明を求め、詳細に審査をしました。

陳情の趣旨は、協同労働の協同組合は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や、地域のさまざまな課題に住民自身に取り組むための組織として期待されています。協同労働の協同組合は、組合に加入する人全てが協同で出資し、協同で経営するという、協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けています。国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、10万人以上がこの協同労働という働き方で、20年、30年という長い歴史の中で働いてきましたが、自分たちの働き方に見合った法人格が欲しい、労働者としての法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいと、法律の整備を求め、活動を続けてきました。

始良市議会におかれましても、本陳情の趣旨についてご審議をいただき、決議の上、政府及び関係行政庁宛てに速やかな制定を求める意見書を提出いただきたく、陳情いたします。

以上のような説明を受け、協議会における陳情者との質疑の主なものを申し上げます。

質疑、旧加治木町、旧始良町に出され、採択をされましたが、新たに始良市となり新しい行政市ができたことから出されたと思いますが、旧2町から出された意見書に対する国の動きはどうでしたか。以前はどれくらいの国会議員が参加し、どのような働きをされたのですか。

旧加治木町と旧始良町のときは政権を民主党が担っていたときでした。改選があった関係でタイミングを逃してしまったということです。法制局の試案もでき上がっていましたが、自民党が政権をとったとき、200人あまりいた超党派の議員連盟を一旦は解散し、自民党の議員で再編成してもらい、共産党を含め、115人となっています。鹿児島県では尾辻議員に入ってもらっています。1回提出してしまうと廃案のおそれがあるため、見送りました。

協同組合という組織が県内に幾つありますか。法的保護という言葉がありますが、具体的に説明してください。

県内で7事業所あります。始良市では、鹿児島コープの物流現場、谷山のビルメンテナンス、霧島、鹿屋、出水市では、保育高齢者障がい者事業ということで、大人から子どもまでの事業を行っています。奄美市では、保育園と学童クラブ、夜間託児所を行っています。共同労働組合とは、協同で出資して経営して働くということが条件になっています。JA婦人部は、まず出資をして生産加工から販売までを行っています。私たちのところも同じようなものと理解してもらえれば結構です。法的なこととは、JAや漁協と同様に法律で守ってほしいということを考えています。

以上で質疑を終結し、陳情者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第9号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。陳情第9号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

(午後1時52分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1 時54分開議）

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。文教厚生常任委員長より、発議第10号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書（案）が、総務常任委員長より、発議第11号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第10号、発議第11号の2案件を日程に追加し、追加日程第1と追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） **追加日程第1 発議第10号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書（案）**を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

文教厚生常任委員長、登壇してください。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） **登壇**

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。発議第10号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） **追加日程第2 発議第11号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな**

制定を求める意見書（案）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

総務常任委員長、登壇してください。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登 壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。発議第11号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 各常任委員長から所管事務のうち会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第20 議員派遣についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議員派遣について、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成26年第3回始良市議会定例会を閉会します。

（午後2時01分開会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員